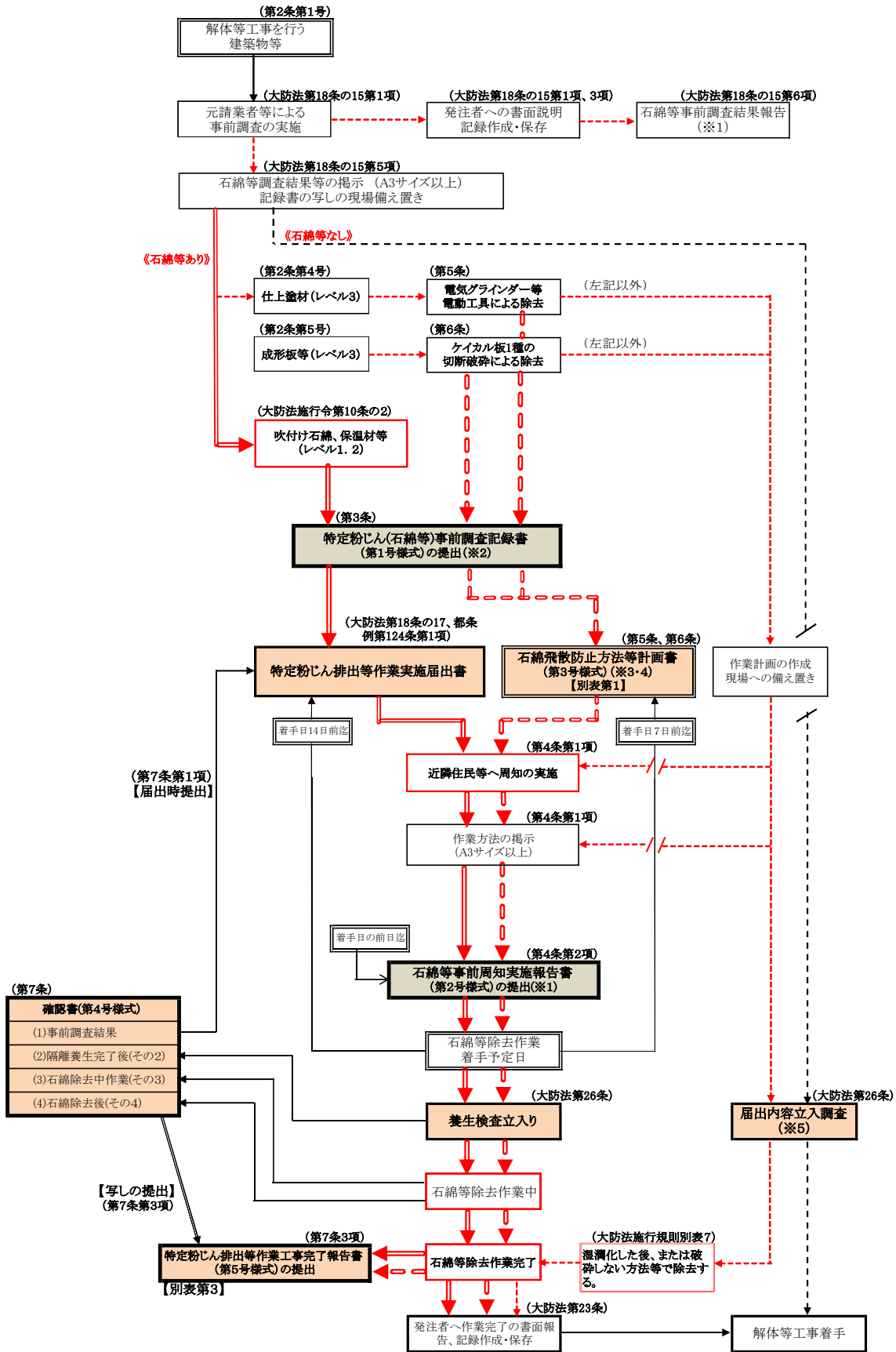


大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領 フロー図



※1 届出対象は、床面積が80平方メートル以上の解体工事又は請負金額が100万円以上の改修工事  
報告方法は、システム登録、法様式第3の4、または要領第1号様式とする。

※2 大防法第18条の15第6項の規定に基づき、事前調査結果報告を行った場合及び任意でシステム登録を行った場合を除く。

※3 第6条第2項及び第7条第2項に規定する石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等の除去作業においては、集じん排気装置による負圧隔離を  
画一的に求めるものではない。また、剥離剤を使用する場合、有害性の高い化学物質を含まないものを使用すること。  
環境測定については、条例第123条第2項の規定を準用することが望ましい。ただし、適切な石綿等の飛散防止措置が講じられていると区長が認め  
るものは、この限りではない。

※4 石綿含有仕上塗材等及び石綿含有成形板等の届出書、報告書に係る添付書類等は、第5条及び第6条(別表第1)の定めによる。

※5 全ての届出に対して立入調査を行うものではなく、必要と判断した場合に実施する。